

○雲仙市婚活支援事業補助金交付要綱

平成30年3月30日

告示第33号

改正 平成31年4月3日告示第46号

(目的)

第1条 市は、少子化の主な要因となっている晩婚化及び未婚化に対する取組として、結婚の促進を図ることを目的として、結婚を希望する独身の男女のための事業を支援するため、雲仙市婚活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、その交付については、雲仙市補助金等交付規則（平成17年雲仙市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示において定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、結婚を希望する独身の男女の交流又は出会いの機会の創出、結婚を希望する独身の男女のコミュニケーション等の能力の向上その他結婚を希望する独身の男女の結婚の促進につながるものとして市長が認める事項を目的として実施する事業で、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 営利を目的としないものであること。
- (2) 18歳以上の者（高校生を除く。）を対象とするものであること。
- (3) 参加予定者がおおむね10人以上のものであること。
- (4) 参加予定者の男女の比率に著しい差異が生じないものであること。
- (5) 男性の参加予定者又は参加予定者の全員の半数以上が市内に住所を有する者又は市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者となるよう努めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 社会通念上適当でないと認められるもの
- (4) 宗教活動、政治活動その他これらに類する活動を目的とするもの
- (5) 特定の者に不当に利益を与えるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を実施する法人又は任意団体とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 宗教活動、政治活動その他これらに類する活動を目的とするもの
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれのあると認められる事業を行うもの
- (3) 雲仙市暴力団排除条例（平成24年雲仙市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係にあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の3分の2に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、1件の補助対象事業に対し交付する補助金の額は、補助対象経費から参加費及び国、県その他地方公共団体からの補助金等を差し引いた額又は10万円のいずれか低い金額を限度とする。

（交付条件）

第6条 補助対象者は、補助対象事業の実施に際して知り得た個人情報の適正な管理及び利用に努めるとともに、参加者から苦情等が発生したときは、誠意をもって自主的な解決に努めるものとする。補助対象事業の完了後においても、同様とする。

2 補助対象事業に参加した男女が結婚したときは、補助対象者は、市長へその旨を報告するものとする。

3 補助金の交付は、補助対象者が補助対象事業の実施に当たり参加者から参加費を徴収することを妨げない。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する30日前までに、雲仙市婚活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、規則第3条第1号及び第2号に規定する書類の様式は、次のとおりとする。

（1） 婚活支援事業計画書（様式第2号）

（2） 収支予算書（様式第3号）

2 規則第3条第4号の規定により添付すべき書類は、次のとおりとする。

（1） 申請者の概要説明書（様式第4号）

（2） 誓約書（様式第5号）

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 第1項の申請書は、規則第18条の規定により、規則第3条に規定する様式の特例として定めるものとする。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、交付又は却下の決定をし、雲仙市婚活支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知書は、規則第18条の規定により、規則第5条に規定する様式の特例として定めるものとする。

（計画変更等の決定）

第9条 前条の規定により承認を受けた申請者は、次の各号にいずれかに該当するときは、速やかに雲仙市婚活支援事業補助金変更・中止申請書（様式第7号）に変更等を証する書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 補助金交付申請額その他の補助対象事業の重要な部分を変更しようとするとき。

（2） 補助対象事業を中止しようとするとき。

- 2 規則第6条第1項ただし書の軽微な変更は、前項各号に掲げるもの以外の変更とする。
- 3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、当該申請に係る変更又は中止について承認し、又は却下し、雲仙市婚活支援事業補助金変更・中止決定（却下）通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。
- 4 第1項の申請書及び前項の通知書は、規則第18条の規定により、それぞれ規則第6条第1項及び第2項に規定する様式の特例として定めるものとする。

（実績報告）

第10条 第8条第1項の規定により交付決定を受けた申請者は、当該決定に係る補助対象事業が完了したときは、雲仙市婚活支援事業実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。この場合において、規則第9条第1号に規定する書類の添付は、同条ただし書の規定により省略するものとし、同条第2号に規定する書類の様式は、収支精算書（様式第10号）とする。

- 2 規則第9条第3号の規定により添付すべき書類は、補助対象経費を支払ったことを証明できる書類（領収書等）その他市長が必要と認める書類とする。
- 3 第1項の実績報告書は、規則第18条の規定により、規則第9条に規定する様式の特例として定めるものとする。

（交付請求）

第11条 規則第10条の規定により交付額の確定通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、雲仙市婚活支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求書は、規則第18条の規定により、規則第12条第1項に規定する様式の特例として定めるものとする。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月3日告示第46号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

費目	補助対象経費	補助対象外
報償費	講師等の謝金、賞品等	スタッフの人件費
旅費	スタッフ、出演者等の交通費（有料道路及び駐車場使用料並びに燃料代を含む。）及び宿泊費	日当
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品費（看板、のぼり、横断幕等を含む。）	備品等の購入費
燃料費	借上車両、発電機等の燃料費	
食糧費	参加者の飲食費	スタッフの飲食費
印刷製本費	チラシ、資料等の印刷費	
通信運搬	電話代、郵便料及び各種運搬費	

費		
手数料	振込手数料、各種申請手数料等	
保険料	参加者、スタッフ等の保険料	
広告料	新聞、テレビ等の広告費	
委託料	会場、音響等の設営及び運営費等	
使用料及び賃借料	会場・駐車場使用料、車両・機器・器具装置借上料等	事務所等の維持に要する費用
その他	その他事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めるもの	その他補助事業に直接関係のない経費及び社会通念上適切でないと思われる経費

